

いなチャレ募集要項

(令和9年度 先行実施分)

稲美町教育委員会

1 目的

稲美町では、部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来にわたって子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することとともに、スポーツ・文化芸術活動を通して豊かな人間関係を築きながら心身の健やかな成長を遂げることを目的として、2028(令和10)年8月より、平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する「稲美町の地域クラブ活動」=「いなみチャレンジクラブ」(以下、「いなチャレ」という。)を開始します。本募集要項は、「いなチャレ」の趣旨を理解し、子どもたちにスポーツ、文化芸術活動を提供できる地域クラブ(令和9年度 先行実施分)を募集するにあたり、その手続きについて必要な事項を定めるものです。

2 募集内容

稲美町中学校部活動地域展開についての方針(以下、「方針」という。)(2025年8月策定)に従い、以下に示す応募資格を有するスポーツ及び文化芸術活動を行う団体(以下、「地域クラブ」という。)を募集します。

3 地域クラブ(令和9年度 先行実施分)の応募資格等

〔参加者の受入れに関すること〕

- (1)稲美町立中学校に在籍する生徒が活動に参加できること。
- (2)地域クラブの活動に参加する者全員が適切な保険に加入すること。
- (3)参加する者の健康面に配慮し、活動中や移動中の安全確保に努め、事故やトラブルの未然防止に努めること。

〔組織体制に関すること〕

- (4)地域クラブの代表者は18歳以上(高校生は除く)であり、スタッフは原則として2名以上(代表者を含む)で構成されていること。
- (5)指導者は教育委員会の指定する研修を毎年受講すること。
- (6)「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、やむを得ない場合を除き、活動を年度途中で終了することなく、最低1年間は活動すること。
- (7)地方公務員法第16条及び稲美町における暴力団の排除の推進に関する条例第2条に該当しないこと

〔活動内容に関すること〕

- (8)いかなる場合においても各種ハラスメントを行わないこと。
- (9)営利を目的とした活動でないこと。
- (10)個人情報の保護に関する法律を遵守し、活動によって知り得た個人情報を適切に取り扱うこと。

(11)参加者へ、政治・宗教に関する活動を行わないこと。

(12)上記のほか、方針に則った活動・運営を行うこと。

4 募集する地域クラブ(令和9年度 先行実施分)の活動概要

項目	内容
活動内容	方針に基づいた、スポーツ・文化芸術活動の実施
参加対象	稲美町立中学校に在籍する生徒を含むすべての方
活動場所	原則として町内の学校施設や公共施設等
定 員	地域クラブが定める
活動時間	週あたり最大11時間程度 (※活動時間の設定にあたっては、方針「2-10」を参照)
会 費	地域クラブが設定 (※会費の設定にあたっては、方針「2-16」を参照)
休 養 日	原則、水曜日を含む、週当たり2日以上
活動期間	令和9年4月1日～令和10年3月31日まで ※毎年度更新制 ※部活動の終了時期が学校ごとに異なるため、活動開始時期が前後する場合があります。

(参考)部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm



(参考)兵庫県部活動地域移行推進計画

<https://www2.hyogo-ed.jp/hpe/uploads/sites/8/2024/08/suisinplan.pdf>



(参考)稲美町中学校部活動地域展開についての方針

<https://www.town.hyogo-inami.lg.jp/cmsfiles/contents/0000007/7317/inamicallengehoushin.pdf>



5 申請方法及び期限

(1)申請方法

稲美町オンライン申請システムにより申請。

※申請事項は、別紙2「申請事項一覧」を参照

※オンラインによる申請が困難な場合は、以下の【問い合わせ先】までご連絡ください。



(2)申請期間

2次募集 令和8年9月1日(火)～9月30日(水)

1 次募集 令和 8 年 7 月 1 日(水)～7 月 31 日(金)

6 質問の受付と回答

方針及び募集要項等、「いなチャレ」の活動に関して不明な点等がある場合は、質問書(様式 1)により、以下の「【問い合わせ先】」までメールにて提出してください。なお、提出された質問への回答は、ホームページに掲載します。

(1)提出期限:令和 8 年 7 月 7 日(火)

(2)回答予定日:令和 8 年 7 月 21 日(火)

7 審査について

(1)審査方法について

申請内容を確認のうえ、必要に応じて面談(ヒアリング)を行い審査します。

面談は、令和 8 年 8 月以降を予定していますが、応募状況等により変更となる可能性があります。なお、面談は教育委員会が実施します。

また、審査の結果、条件を満たしていると判断された場合は、教育委員会が実施する研修を受講することを前提に「登録」を行います。研修を受講されなかった場合、登録は取消しとなりますのでご注意ください。

(2)審査結果の通知

①審査結果は、すべての申請団体にメールまたは文書で通知します。

②審査結果に対する異議申立てはできません。

8 事業開始までのスケジュール(予定)

令和 8 年 7 月 1 日(水) 地域クラブ(令和 9 年度 先行実施分)募集開始

7 日(火) 質問締め切り

21 日(火) 回答予定日

31 日(金) 申請書の提出期限

8 月～ 募集クラブ面談(ヒアリング)予定

10 月 募集クラブ審査結果通知

令和 9 年 1 月 生徒・保護者へ地域クラブの周知

2 月 指導者研修の実施

4 月 「いなチャレ」開始

9 その他

(1)申請に要した費用の一切は、すべて申請者の負担とします。

(2)提出いただいた書類の著作権は教育委員会に帰属するものとします。

ただし、教育委員会は登録を認めた地域クラブの公表や、今後、部活動の地域展開を推進していくにあたり、教育委員会が必要と認める場合には、提出書類等の内容が無償

で利用できるものとします。また、情報公開請求があった場合、稲美町情報公開条例（平成 12 年条例 31 号）に基づき、提出書類を公開する場合があります。

- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合、及び教育委員会が不適切と判断した場合は、地域クラブに対し速やかに活動停止を命じる他、登録を取り消す場合があります。
- (4) 地域クラブとして同一種目の活動内容の申請が複数あった場合は、持続可能な活動であるか等ヒアリングを行い、総合的に判断し、団体数を調整させていただく場合があります。
- (5) 地域クラブの活動内容が本来の目的から逸脱した場合や提出書類の内容と著しく異なる場合、また公共施設(学校施設を含む)を故意に破損させた場合等には、教育委員会が施設管理者等と協議し、活動を中止させるだけでなく、登録を取り消す場合があります。
- (6) 申請フォームに基づき申請いただくことで、「方針」に定める「2-3. 活動方針」及び「2-4. 活動計画」を策定したことになります。

【問い合わせ先】

〒675-1115

兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地

稲美町役場 新館2階

稲美町教育委員会

教育政策部 生涯学習課 水野、塩山

TEL:079-492-2340

FAX:079-492-2345

E-mail:syougaigakusyu@town.hyogo-inami.lg.jp